

自然災害被災による納付金減免制度について

対象者及び申請方法は下記のとおりです。

申請に必要な願出書は学生生活課窓口（本館 1 階）で受け取ってください。

対象者	<p><u>保証人の居住地が自然災害により災害救助法の適用を受け、当該被災により経済上就学が著しく困難になった本学学部生・大学院生のうち、次のいずれかの要件に該当している方</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 保証人の居住する家屋の全壊・半壊・一部損壊● 保証人の収入の損失もしくは著しい収入減● 警戒区域指定により避難生活を余儀なくされている
提出書類	<ul style="list-style-type: none">● 願出書（学生生活課窓口で配付）● 市区町村が発行する罹災証明書● 収入が損失・激減したことを証明できる書類 <p>保証人の怪我等による入院・長期療養のために収入損失・激減という場合も該当しますので、その場合は入院や長期療養を証明する医師の「診断書」を提出してください。</p> <p>保証人死亡による収入損失の場合は「死亡診断書」を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">● その他被災したことを証明する書類
減免額	審査により、前期または後期の授業料等納付金額の全額または半額が減免となります。
受付期間	随時
提出先	成蹊大学 学生生活課（本館 1 階） 〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1 TEL0422-37-3539